

国会公契第 33 号
国官技第 444 号
国営管第 434 号
国営計第 147 号
国港総第 624 号
国港技第 99 号
国空予管第 1569 号
国空空技第 498 号
国空交企第 408 号
国北予第 26 号
令和 7 年 2 月 17 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る
特例措置について

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 7 年 2 月 17 日付け国官参建第 61 号、国港技第 102 号）により令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 6 年 2 月 16 日付け国不建キ第 65 号、国港技第 112 号）により令和 6 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 6.0 パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書第 62 条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書第 62 条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）別冊工事請負契約書第 64 条又は「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）別冊工事請負契約書第 62 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和 7 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、同年 3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）記 1. (1)

及び2. から8. まで（4. (3)を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

国会公契第 34 号
国官技第 445 号
国営管第 435 号
国営整第 182 号
国港総第 625 号
国港技第 100 号
国空予管第 1573 号
国空空技第 499 号
国空交企第 409 号
国北予第 27 号
令和 7 年 2 月 17 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	企画部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価について」（令和 7 年 2 月 14 日付け国官技第 440 号、国港技第 97 号、国空空技第 489 号）により、令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 7 年 2 月 17 日付け国官参建第 61 号、国港技第 102 号）により、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号）第 3 各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 53 年 11 月 21 日付け建設省営管第 383 号）第 3 各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、「令和 6 年度設計業務委託等技術者単価について」（令和 6 年 2 月 16 日付け国官技第 338 号、国港技第 106 号、国空空技第 525 号）において定められた設計業務委託等技術者単価及び「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 6 年 2 月 16 日付け国不建キ第 65 号、国港技第 112 号）において定められた公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約の落札率

第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

別 表

- (1) 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号）別冊土木設計業務等委託契約書第 58 条
- (2) 「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成 8 年 2 月 29 日付け港管第 444 号）別冊設計・測量・調査等業務契約書第 59 条
- (3) 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省厚契発第 37 号）別冊建築設計業務委託契約書第 63 条
- (4) 「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省営管発第 335 号）別冊建築設計業務委託契約書第 63 条
- (5) 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書第 50 条
- (6) 「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国営管第 7 号、国営技第 2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書第 50 条
- (7) 「調査・測量等業務契約書について」（平成 22 年 10 月 29 日付け国空予管第 628-2 号）第 58 条
- (8) 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 396 号）別冊調査業務請負契約書第 56 条
- (9) 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 397 号）別冊業務契約書第 46 条
- (10) 「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 10 日付け国地契第 64 号、国北予第 28 号）別冊発注者支援業務委託契約書第 51 条
- (11) 「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 27 日付け国港総第 577 号）別冊発注者支援等業務契約書第 61 条

国会公契第 35 号
国官参イ第 146 号
国北予第 28 号
令和 7 年 2 月 17 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総 務 部 長 殿

国土交通省
大臣官房 会計課長
参官(イノベーション)
北海道局 予算課長
(公 印 省 略)

「機械設備工事積算に係わる令和 7 年 3 月から適用する標準賃金について」
の運用に係る特例措置について

「機械設備工事積算に係わる令和 7 年 3 月から適用する標準賃金について」（令和 7 年 2 月 14 日付け国官参イ第 145 号）により令和 7 年 3 月から適用する標準賃金（以下「新労務単価」という。）が決定され、「機械設備工事積算に係わる令和 6 年 3 月から適用する標準賃金について」（令和 6 年 2 月 16 日付け国官参イ第 159 号）により令和 6 年 3 月から適用した標準賃金（以下「旧労務単価」という。）に比して、2 職種単純平均で 5.7 パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書第 62 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和7年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算にあたって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）記1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

国会公契第36号
国技電第67号
国北予第29号
令和7年2月17日

各地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省
大臣官房会計課長
参事官(イノベーション)
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「令和7年3月から適用する電気通信関係技術者等単価について」の運用に係る特例措置について

「令和7年3月から適用する電気通信関係技術者等単価について」（令和7年2月14日付け国技電第65号）により令和7年3月から適用する基準日額（以下「新基準日額」という。）が決定され、「令和6年3月1日から適用する電気通信関係技術者等単価（基準日額）について（通知）」（令和6年2月16日付け国技電第70号）により令和6年3月から適用した基準日額（以下「旧基準日額」という。）に比べて、全職種単純平均で5.8パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新基準日額の決定に伴い、第二に定める工事又は第三に定める建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3各号に定める業務をいう。以下同じ。）の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第

25号)別冊工事請負契約書第62条の規定に基づく請負代金額の変更の協議又は「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号)別冊土木設計業務等委託契約書第58条、「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)別冊建築設計業務委託契約書第63条、「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)別冊建築工事監理業務委託契約書第50条若しくは「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号)別冊発注者支援業務委託契約書第51条の規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い(工事)

- (1) 令和7年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧基準日額を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新基準日額及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号)記1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

第三 具体的な取扱い(建設コンサルタント業務等)

令和7年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、旧基準日額を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新基準日額及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約の落札率

第四 その他

落札者決定通知後の工事及び建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。